



ホームタンクのルールを守りましょう



指定数量について

指定数量とは、消防法により危険物の品名ごとに定められた数量です。指定数量以上の危険物は許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵し、取扱うことはできません。

- 灯油、軽油の指定数量は 1,000 ℓ です。

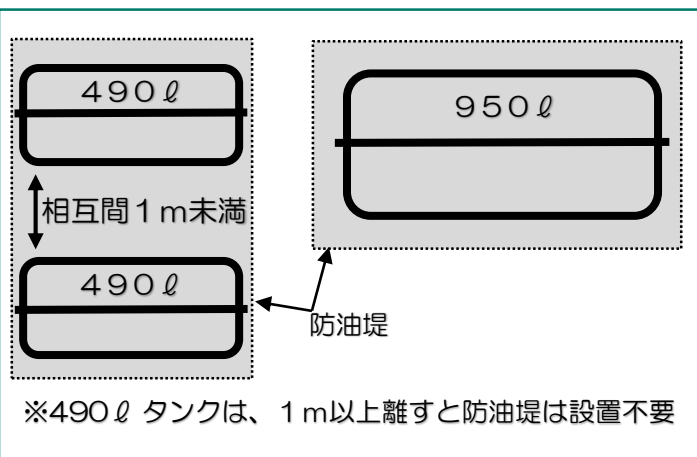
届出について

事業形態が法人や会社等の事業所は、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵または取り扱う場合、消防署への届出が必要となります。

例：軽油・灯油→200 ℓ 以上 1,000 ℓ 未満は届出が必要となります

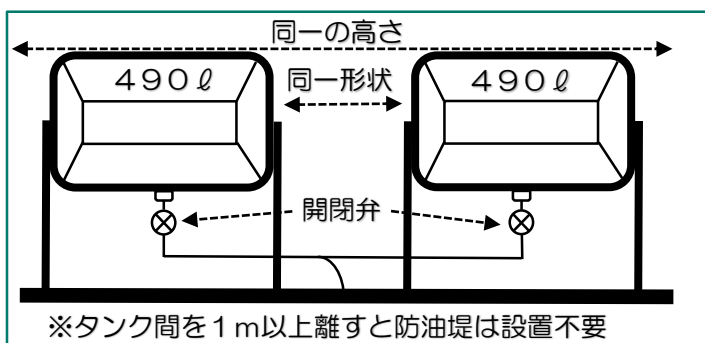
なお、一般家庭の場合、2 分の 1 以上指定数量未満の危険物を取り扱う場合は届出が必要となります。（軽油・灯油→500 ℓ 以上）

防油堤について



指定数量の 2 分の 1 以上のタンク（例：950 ℓ 灯油タンクなど）を設置する場合、漏えいを防止するため防油堤が必要となります。また、490 ℓ 灯油タンクなど、指定数量の 2 分の 1 未満のタンクであっても、タンクを 2 基並べて設置する場合は防油堤が必要となります。ただし、タンク間の距離が 1 m 以上離れている場合は、防油堤は必要ありません。

連結について



2 以上のタンクを連結する場合、各々のタンクに開閉弁を取り付け、タンクの容量、形状、タンク頂部の高さを同一としなければなりません。また、タンクの容量を合算しても指定数量未満でなければなりません。（例：490 ℓ タンク→2 基まで、200 ℓ タンク→4 基まで）